

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

(源泉徴収義務等)

第十条 法第二十八条第四項の規定により読み替えて適用される法第十七条第一項第三号に規定する政令で定める金額は、第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四条の六の二第十三項第二号に掲げる金額のうち復興特別所得税の額に相当する部分の金額（法第二十八条第三項の規定により控除された金額又は法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額に限る。）とする。

2 法第二十八条第三項の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する支払の取扱者が交付をする同項に規定する上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額から控除すべき法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項第一号に定める金額のうち第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四条の六の二第十三項第一号に掲げる金額と同項第二号に掲げる金額とがあるときは、まず同号に掲げる金額を控除し、次に同項第一号に掲げる金額を控除する。

3・4 省略

(復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例)

第十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

租税特別措	省略	第一欄
省略	省略	第二欄
省略	省略	第三欄
省略	省略	第四欄

改正前

(源泉徴収義務等)

第十条 法第二十八条第四項の規定により読み替えて適用される法第十七条第一項第三号に規定する政令で定める金額は、第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四条の六の二第十二項第二号に掲げる金額のうち復興特別所得税の額に相当する部分の金額（法第二十八条第三項の規定により控除された金額又は法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額に限る。）とする。

2 法第二十八条第三項の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する支払の取扱者が交付をする同項に規定する上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額から控除すべき法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項第一号に定める金額のうち第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四条の六の二第十二項第一号に掲げる金額と同項第二号に掲げる金額とがあるときは、まず同号に掲げる金額を控除し、次に同項第一号に掲げる金額を控除する。

3・4 同上

(復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例)

第十三条 同上

同上	同上	第一欄
同上	同上	第二欄
同上	同上	第三欄
同上	同上	第四欄

第四条の二第 十二項					
とする	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
(特別措置法第三十三 条第一項の規定により 読み替えて適用される 法第九条の三の二第三 項の規定により控除さ れた金額に限る。)と し、特別措置法第三十 三条第一項の規定によ り読み替えて適用され る法第八条の四第三項 第四号の規定により読 み替えられた所得税法 第九十三条第一項に規 定する特別措置法第二 十八条第三項の規定に より控除された金額に 相当する金額のうち所 得税及び復興特別所得 税の額の合計額に対応 する部分以外の部分の 金額として政令で定め る金額は、当該上場株	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

同 上					
同上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
(特別措置法第三十三 条第一項の規定により 読み替えて適用される 法第九条の三の二第三 項の規定により控除さ れた金額に限る。)と し、特別措置法第三十 三条第一項の規定によ り読み替えて適用され る法第八条の四第三項 第四号の規定により読 み替えられた所得税法 第九十三条第一項に規 定する特別措置法第二 十八条第三項の規定に より控除された金額に 相当する金額のうち所 得税及び復興特別所得 税の額の合計額に対応 する部分以外の部分の 金額として政令で定め る金額は、当該上場株	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

第四條の六の 二第十三項第	第四條の六の 二第十三項	省 略	
同条第三項	法第九條の三の 二第三項第一号 に規定する政令	省 略	
特別措置法第三十三條 第一項の規定により読	特別措置法第三十三條 第一項の規定により読 み替えて適用される法 第九條の三の二第三項 第一号に規定する政令	省 略	式等の配当等に係る同 令第十三條第一項の規 定により読み替えて適 用される第四條の六の 二第十三項第一号に掲 げる金額（特別措置法 第二十八條第三項の規 定により控除された金 額に限る。）及び当該 上場株式等の配当等に ついて同令第十三條第 一項の規定により読み 替えて適用される第四 條の九第六項（第四條 の十第三項及び第四條 の十一第三項において 準用する場合を含む。 ）の規定により計算し た金額（特別措置法第 二十八條第三項の規定 により控除された金額 に限る。）とする

第四條の六の 二第十二項第	第四條の六の 二第十二項	同 上	
同 上	法第九條の三の 二第三項第一号 に規定する政令	同 上	
同 上	特別措置法第三十三條 第一項の規定により読 み替えて適用される法 第九條の三の二第三項 第一号に規定する政令	同 上	式等の配当等に係る同 令第十三條第一項の規 定により読み替えて適 用される第四條の六の 二第十二項第一号に掲 げる金額（特別措置法 第二十八條第三項の規 定により控除された金 額に限る。）及び当該 上場株式等の配当等に ついて同令第十三條第 一項の規定により読み 替えて適用される第四 條の九第六項（第四條 の十第三項及び第四條 の十一第三項において 準用する場合を含む。 ）の規定により計算し た金額（特別措置法第 二十八條第三項の規定 により控除された金額 に限る。）とする

第四条の六の 二第十九項	法第九条の三の 二第六項	第十三項第一号	第四条の六の 二第十七項	法第九条の三の 二第三項	当該所得税	所得税の額	第四条の六の 二第十三項第 二号	法第九条の三の 二第三項第一号	係る所得税の額	一号

第四条の六の 二第十八項	法第九条の三の 二第六項	第十二項第一号	第四条の六の 二第十六項	法第九条の三の 二第三項	同上	同上	第四条の六の 二第十二項第 二号	同上	同上	一号

所得税の額	第九条の三の二第六項	第十三項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第十三項第一号	同条第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項	金額に	金額又は特別措置法第二十八条第三項の規定により控除された金額に	第四条の九第六項	同令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第六項	第四条の六の二第二十項	法第九条の三の二第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百一十條第一項第四号及び法第九条の
-------	------------	---------	---	-------	--	-----	---------------------------------	----------	-----------------------------------	-------------	--

所得税の額	第九条の三の二第六項	第十二項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第十二項第一号	同条第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項	金額に	金額又は特別措置法第二十八条第三項の規定により控除された金額に	第四条の九第六項	同令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第六項	第四条の六の二第十九項	法第九条の三の二第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百一十條第一項第四号及び法第九条の
-------	------------	---------	---	-------	--	-----	---------------------------------	----------	-----------------------------------	-------------	--

		<p>第四条の六の二第二十一項</p>					
<p>第四項</p> <p>第四条の九第七項</p>	<p>所得税の額</p>	<p>法第九条の三の二第七項</p>	<p>金額に</p>	<p>同条第三項</p>	<p>第十三項第二号</p>	<p>所得税の額</p>	<p>三の二第七項</p>
<p>復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の</p>	<p>所得税及び復興特別所得税の額の合計額</p>	<p>特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第七項</p>	<p>金額又は特別措置法第二十八条第三項の規定により控除された金額に</p>	<p>特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第十三項第二号</p>	<p>所得税及び復興特別所得税の額の合計額</p>	

		<p>第四条の六の二第二十項</p>					
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>金額に</p>	<p>同条第三項</p>	<p>第十二項第二号</p>	<p>所得税の額</p>	<p>三の二第七項</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>金額又は特別措置法第二十八条第三項の規定により控除された金額に</p>	<p>特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第十二項第二号</p>	<p>所得税及び復興特別所得税の額の合計額</p>	

<p>第四条の六の 二第二十三項 の表第四百十 九条第二項の 項</p>	<p>第四条の六の 二第二十三項 の表第四百十 条の二第一項 の項</p>		<p>第四条の六の 二第二十二項</p>	
<p>租税特別措置法</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>「租税特別措置 法</p>	<p>受けた租税特別 措置法</p>	<p>九第七項</p>
<p>東日本大震災からの復 興のための施策を実施 するために必要な財源 の確保に関する特別措 置法（平成二十三年法 律第十七号。以下「 特別措置法」という。 ）第三十三条第一項（</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令（平成二十四年 政令第十六号）第十三 条第一項（復興特別所 得税に係る所得税法施 行令等の適用の特例） の規定により読み替え て適用される租税特別 措置法施行令</p>	<p>「特別措置法第三十三 条第一項の規定により 読み替えて適用される 租税特別措置法</p>	<p>受けた特別措置法第三 十三条第一項（復興特 別所得税に係る所得税 法の適用の特例等）の 規定により読み替えて 適用される租税特別措 置法</p>	

<p>第四条の六の 二第二十二項 の表第四百十 九条第二項の 項</p>	<p>第四条の六の 二第二十二項 の表第四百十 条の二第一項 の項</p>		<p>第四条の六の 二第二十一項</p>	
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	

<p>第四条の六の二第二十三項の表第四百十九条第三項の表第三項の項</p>		<p>第四条の六の二第二十三項の表第四百十九条第三項の項</p>		
<p>法 (租税特別措置)</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>租税特別措置法 第九條の三の二 第七項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される租税特別措置法</p>
<p>租税特別措置法 第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>	<p>特別措置法第三十三條第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九條の三の二第七項</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三條第一項(復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例)の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>	<p>復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される租税特別措置法</p>

<p>第四条の六の二第二十二項の表第四百十九条第三項の表第三項の項</p>		<p>第四条の六の二第二十二項の表第四百十九条第三項の表第三項の項</p>		
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	

<p>第四条の六の 二第二十三項 の表第二十二 条の二第二項 の表第三項の 項の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>特別措置法第三十三 条第一項（復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法</p>	<p>第四条の六の 二第二十三項 の表第二十二 条の二第二項 の表第三項の 項の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三条第一項 （復興特別所得税に係 る所得税法施行令等の 適用の特例）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法施 行令</p>

<p>第四条の六の 二第二十二項 の表第二十二 条の二第二項 の表第三項の 項の項</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

<p>第四条の六の二第二十九項</p>	<p>同条第三項</p>	<p>所得税の額から同項各号</p>	<p>同条第三項</p>	<p>租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十三項</p>	<p>租税特別措置法施行令</p>	<p>第四条の六の二第二十四項</p>	<p>租税特別措置法</p>
						<p>特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第九條の三の二第三項各号</p>	<p>復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>

<p>第四条の六の二第二十八項</p>	<p>同条第三項</p>	<p>同上</p>	<p>同条第三項</p>	<p>租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十二項</p>	<p>同上</p>	<p>第四条の六の二第二十三項</p>	<p>同上</p>
						<p>同上</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十二項</p>

省略	第四条の六の 二第三十一項				
省略	所得税の額から 同項各号	同条第三項	第四条の九第十 四項	所得税の額から 同項各号	
省略	所得税の額又は復興特 別所得税の額から特別 措置法第三十三条第一 項の規定により読み替 えて適用される法第九 条の三の二第三項各号	特別措置法第三十三 条第一項の規定により読 み替えて適用される法 第九条の三の二第三項 又は特別措置法第二十 八条第三項	復興特別所得税に関す る政令第十三条第一項 の規定により読み替え て適用される第四条の 九第十四項	所得税の額又は復興特 別所得税の額から特別 措置法第三十三条第一 項の規定により読み替 えて適用される法第九 条の三の二第三項各号	み替えて適用される法 第九条の三の二第三項 又は特別措置法第二十 八条第三項

同上	第四条の六の 二第三十項				
同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	

2

法第三十三条第二項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

			租税特別措置法施行令	省略	第一欄
			第二十六条の十一第二項	省略	第二欄
法人税法	省略	省略	省略	省略	第三欄
特別措置法第三十三条	省略	省略	省略	省略	第四欄

省略	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）	省略	省略	省略	省略
省略		第十二条第一項	省略	省略	省略
省略		国外財産に係る所得税	省略	省略	省略
省略		国外財産に係る所得税等	省略	省略	省略

2

同上

			同上	同上	第一欄
			同上	同上	第二欄
法人税法	同上	同上	同上	同上	第三欄
特別措置法第三十三	同上	同上	同上	同上	第四欄

同上		同上	同上	同上	同上
同上		同上	同上	同上	同上
同上		所得税に	同上	同上	同上
同上		所得税等に	同上	同上	同上

省略			
省略			
省略			
省略			第二項の規定によりみなして適用する法人税法

3 第一項に定めるもののほか、所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法及び国税通則法施行令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 省略

二 国税通則法第六十六条第五項及び第六十八条第四項並びに国税通則法施行令第二十七条の二の規定の適用については、所得税及び復興特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなす。

4・5 省略

附 則

この政令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第十三条第三項第二号の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

同上			
同上			
同上			
同上			条第二項の規定によりみなして適用する法人税法

3 同上

一 同上

二 国税通則法第六十六条第四項及び第六十八条第四項並びに国税通則法施行令第二十七条の二の規定の適用については、所得税及び復興特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなす。

4・5 同上